

日本カヌー連盟

カヌースラローム競技規則（JCFルール）

2015年4月改正印刷発行

目次

第36条 抗議

第41条 競技会全体における失格(DSQ-C)

第1章 総則

第6条 種目

1 個人種目

- (1) 女子K-1、C-1、C-2
- (2) 男子K-1、C-1、C-2
- (3) 選手は2種目以上に出られるが日程、発艇順等の考慮はされない。

2 チーム種目

- (1) 女子3*K-1、3*C-1、3*C-2
- (2) 男子3*K-1、3*C-1、3*C-2
- (3) チーム種目は個人種目に参加している選手のみで構成される。
- (4) 一人の選手は一つのチーム種目にのみ参加できる。
- (5) 一人の選手は個人種目と異なったチーム種目に参加してもよい。
- (6) 競技が2回の漕行で構成される時、最初と2回目の漕行でチームのメンバーを変更してもよい。
 - ① 一つのチームでただ一つの艇だけを変更する事が出来る。
 - ② この変更は2回目の競技開始20分前までに発艇主任に文書で提出しなければならない。

第7条 艇・パドル・附属品

1 艇の仕様

- (1) 長さ及び幅

全てのタイプのK1	長さ 3.50 m以上、巾0.60 m以上
全てのタイプのC1	長さ 3.50 m以上、巾0.60 m以上
全てのタイプのC2	長さ 4.10 m以上、巾0.75 m以上
- (2) 最低重量（計量時は水を完全に取り除いておく事。）

全てのタイプのK1	8 kg
全てのタイプのC1	8 kg
全てのタイプのC2	13 kg
- (3) 全ての艇は両端の最小半径が真上から見て2cm、真横から見て1cmであること。
- (4) 全ての艇において舵（ラダー）は禁止される。
- (5) 艇は要求された大きさに合わせて、その範囲内でデザインされていなくてはならない。

日本カヌー連盟

カヌースラローム競技規則（JCFルール）

2015年4月改正印刷発行

2017年4月改正（ICFの2017ルール改正に伴い改定）

第36条 調査、抗議

第41条 競技会全体における失格(DQB)

第1章 総則

第6条 種目

1 個人種目 カヌースラローム

- (1) 女子K-1、C-1、C-2
- (2) 男子K-1、C-1、C-2
- (3) **男女混合C-2**

1.1 選手は2種目以上に出られるが日程、発艇順等の考慮はされない。

2 チーム種目

- (1) 女子3*K-1、3*C-1、3*C-2
- (2) 男子3*K-1、3*C-1、3*C-2
- (3) **男女混合3*C-2**

2.1 一人の選手は一つのチーム種目にのみ参加できる。

2.2 一人の選手は個人種目と異なったチーム種目に参加してもよい。

2.3 競技が2回の漕行で構成される時、最初と2回目の漕行でチームのメンバーを変更してもよい。

- ① 一つのチームでただ一つの艇だけを変更する事が出来る。
- ② この変更は2回目の競技開始20分前までに発艇主任に文書で提出しなければならない。

第7条 艇・パドル・附属品

1 艇の仕様

- (1) 長さ及び幅

全てのタイプのK1	長さ 3.50 m以上、巾0.60 m以上
全てのタイプのC1	長さ 3.50 m以上、巾0.60 m以上
全てのタイプのC2	長さ 4.10 m以上、巾0.75 m以上
- (2) 最低重量（計量時は水を完全に取り除いておく事。）

全てのタイプのK1、C1	9 kg
全てのタイプのC2	15 kg
- (3) 全ての艇は両端の最小半径が真上から見て2cm、真横から見て1cmであること。
- (4) 全ての艇において舵（ラダー）は禁止される。船体からの突起物はすべて船体と一体成型されていなければならない、20mm以下の高さで、幅は8mm以上、外縁部のエッジの半径は4mm以上の事。
- (5) 艇は要求された大きさに合わせて、その範囲内でデザインされていなくてはならない。

第3章 競技会組織および競技規則

第8条 役員及び委員会

- その性格と重要性に応じ、競技会は次の役員により運営される。

- 審判部長(チーフジャッジ)
- 区間審判主任
- 区間審判員 (セクションジャッジ)
- ゲート審判員(ゲートジャッジ)
- ビデオジャッジ

- 役員は(19)、(20)、(21)、(23)、(24)、(25)、(26)を除いて連盟公認審判員でなければならない。尚(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(15)はJ級審判員が望ましい。

6 審判部長

競技規則に従い正しく運営されること確実にする。又、競技会規則を適用し、選手を失格にしたり、再レースに臨ませることも出来る。判定にかかわる問題については、審判部長が最終決定者となる。レースに公式のテレビ(映像)が存在する場合には、審判部長はその映像を自らの情報として利用することができる。ペナルティーに関する抗議に対して審判部長が下した結論は決定事項となり、それ以上の抗議は受け付けられない。又審判部長はコース承認会議の一員である。

7 区間審判主任

区間審判主任はコース内のペナルティーの現場における最終判定に責任を持つ。その判定をするにあたっては区間審判員、ゲート審判員から状況を聴取し、最終判定をする。その判定状況を記録に残さなければならない。

8 区間審判員

区間審判員は指定されたコース区間に対して責任を持つ。ゲート審判員により補助される。区間におけるゲートの正しいペナルティーあるいは正しい判断を保証する責任がある。ゲート審判員の意見を聴取し、ペナルティーがあるかどうかの判断をする。区間審判員はそれぞれの競技者のゲート通過状況を明確な文書を残さなければならない。区間審判員はすべての選手に対して公正な漕行が保証されるように競技の進行状況を観察する。区間審判員は各ゲートのペナルティーを表示板で示す。

9 ゲート審判員

ゲート審判員は、各ゲートにおいて正しいペナルティーを科し、又正しい判定を行う責任がある。又近くのゲート審判員の判断を尊重しなければならない。すなわちそれぞれのゲートの通過を観察するにあたっては、より適切な場所にいる審判員の判断は特に尊重しなければならない(より適切な場所とは、距離の近い場所、あるいは距離が離れていてもそれぞれのケースで観察しやすい角度にある場所を意味する)。又ゲート審判員は、より観察しやすい位置にいて特別な権限と任務を与えられているゲートがある場合には、そのゲートの審判員を援助しなければならない。ゲート審判員は、各選手について明確に文書で記録しなければならない。又すべての選手に対し公平な漕航が保証されるようレースの進行を監視する。各ゲート審判員は、自分が選手に科そうとするペナルティーを区間審判員に見えるように合図をしなければならない。

10 ビデオジャッジ

コース内に運営側にて準備したビデオシステムを運用し、審判部長のゲートジャッジの最終判定の為に資料を提供する。

11 発艇員

選手のスタート順を確認して、発艇の合図をする。次の場合、選手の発艇を拒否することができる。

第8条 役員及び委員会

- その性格と重要性に応じ、競技会は次の役員により運営される。

- 審判部長(チーフジャッジ)
- 副審判部長(アシスタントチーフジャッジ)
- 区間審判主任
- 区間審判員 (トランスミッションジャッジ)
- 区間審判補助員 (アシスタントトランスミッションジャッジ)
- ゲート審判員(ゲートジャッジ)
- ビデオジャッジコーディネーター
- ビデオジャッジ

- 役員は(22)、(23)、(24)、(26)、(27)、(28)、(29)を除いて連盟公認審判員でなければならない。尚(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(13)、(14)、(16)、(18)、(20)はJ級審判員が望ましい。

6 審判部長

競技規則に従い**正しく確実に運営**する。又、競技会規則を適用し、選手を失格にしたり、再レースに臨ませることも出来る。判定にかかわる問題については、審判部長が最終決定者となる。レースに公式のテレビ(映像)が存在する場合には、審判部長はその映像を自らの情報として利用することができる。ペナルティーに関する抗議に対して審判部長が下した結論は決定事項となり、それ以上の抗議は受け付けられない。又審判部長はコース承認会議の一員である。

7 副審判部長

競技委員長、審判部長を補佐し、競技資料の作成(審判員の統括、配置決定、調査/抗議資料の取りまとめ)等を行う。

8 区間審判主任

区間審判主任は担当区間内の審判員を統括する。現場判定の問題点を調査依頼と審判員への情報伝達を行う。問題の判定については判定状況を記録に残さなければならない。

9 区間審判員 (トランスミッションジャッジ)

区間審判員は**プライマリージャッジを置かない場合指定されたコース区間において現場での判定の最終責任者であり**、正しいペナルティーあるいは正しい判断を保証する責任がある。区間内のゲート審判員の意見を聴取し、ペナルティーがあるかどうかの判断をする。又その状況を記録に残す。区間審判員はすべての選手に対して公正な漕行が保証されるように競技の進行状況を観察する。

プライマリージャッジを置く場合はその判定結果を記録紙に記入し、自分の判定結果は所定の欄に記録し競技本部へ伝達しなければならない。又区間審判員は各ゲートのペナルティーを表示板で示す。

10 区間審判補助員(アシスタントトランスミッションジャッジ)

トランスミッションジャッジの判定結果を記録し、競技本部に伝達する。又トランスミッションジャッジの判定の補助をする。

11 ゲート審判員

ゲート審判員は、各ゲートにおいて正しいペナルティーを科し、正しい判定を行う責任がある。又近くのゲート審判員の判断を尊重しなければならない。すなわちそれぞれのゲートの通過を観察するにあたっては、より適切な場所にいる審判員の判断は特に尊重しなければならない(より適切な場所とは、距離の近い場所、あるいは距離が離れていてもそれぞれのケースで観察しやすい角度にある場所を意味する)。ゲート審判員は、各選手について明確に文書で記録しなければならない。又すべての選手に対し公平な漕航が保証されるようレースの進行を監視する。各ゲート審判員は、自分が選手に科そうとするペナルティーを区間審判員に見えるように合図をしなければならない。

競技委員長、審判部長が指名した場合は限定したゲートについて現場での最終判定権限を持つプライマリー

- (1) 安全規則が守られていない場合。
- (2) コールされた後で指定時刻に発艇線にいない場合。
- (3) ゼッケンを適切に付けていない場合。
- (4) 発艇員の指示に従わない場合。

12 発艇検艇員

選手の艇、ヘルメット及びライフジャケットが安全規則を順守しているか確認をする。
艇に検艇員が認めた検定マークがついているか確認をする。
安全規則に反する選手に対して発艇を禁止する。このことにより遅延が生じても選手の責任とみなされる。

13 決勝審判員

17 検艇員

第17条 ゼッケン(ピブ)

- 1 主催者が提供するゼッケン(ピブ)は胸と背中につけなければならない。両面には大会名、メインスポンサー名が表示できる。
- 2 番号の大きさは15cmから20cmの高さで、太さ2cm以上でなければならない。
- 3 ゼッケンは、見えるようにつけないといけない。
- 4 C-2では前漕者(バウマン)が着用する。
- 5 各選手は、そのゼッケンの管理に責任を持つ。

第19条 安全装備

(1)ライフジャケットは水を吸収しない浮力体を用いて作られ、上半身に着るもので、浮力体は体の前と後に同等に分布されていなければならない。それは6kgの計測された鉛あるいはそれと同等の材料でできたものを浮かべるのに十分な浮力を持たなければいけない。それは水中で意識のある人間の顔を上にした位置で浮かべつづけることが出来るようにデザインされていなければならない。

第20条 コース

- 2 コースの距離は発艇線から決勝線まで、200m以上(測定は中央ラインで行う)、400m以下となるようにしなければならない。コースデザインの目安として、男子K1がおよそ100秒(90秒以上)で漕ぎきれぬ長さでなければならない。

第23条 発艇

- 4 チーム種目の場合、第二、第三艇は、第一艇が競技の時間を開始するまで、静止していなければならない(望ましくは保持されること)。
どのような場合でも、発艇員のあらゆる指示は守らなければならない。

第26条 ゴール

- 2 選手の漕行は決勝線を通じた時点で完了する。決勝線の通過は1回限りとする。決勝線の通過を繰り返した場合、その競技は失格となる(DSQ-R)。

第28条 漕航

ジャッジにする事がある。

12 ビデオジャッジ

コース内に運営側にて準備したビデオシステムを運用し、審判部長のゲートジャッジの最終判定のための資料を提供する。

13 ビデオジャッジコーディネーター

ビデオジャッジシステムのハード、ソフトの運用維持管理を行う。

14 発艇員

選手のスタート順を確認して、発艇の合図をする。次の場合、選手の発艇を拒否する。

- (1) 安全規則が守られていない場合。
- (2) コールされた後で指定時刻に発艇線にいない場合。
- (3) ゼッケン、ライフジャケット(検定リボン)を適切に付けていない場合。
- (4) 発艇員の指示に従わない場合。

15 発艇検艇員

発艇順に従い選手のスタート位置への呼び込みが必要な場合に置く。

16 決勝審判員

20 検定員

- 2 ピブスは少なくとも15cmの白地に番号の高さは11cm、文字の太さは1.5cm以上でなければならない。

第19条 安全装備

(1)ライフジャケットは水を吸収しない浮力体を用いて作られ、上半身に着るもので、浮力体は体の前と後に同等に分布されていなければならない。それは6.12kgの計測された鉛あるいはそれと同等の材料でできたものを浮かべるのに十分な浮力を持たなければいけない。それは水中で意識のある人間の顔を上にした位置で浮かべつづけることが出来るようにデザインされていなければならない。

- 2 コースの距離は発艇線から決勝線まで、200m以上(測定は中央ラインで行う)、400m以下となるようにしなければならない。コースデザインの目安として、男子K1がおよそ95秒で漕ぎきれぬ長さでなければならない。

4. チームレースでは、全ての艇は静止していなければならない。スタート位置にいるボートが、計時を開始させなければ成らない。そのボートは、A、B、またはCのどの艇でも良い。

2. 選手のランは、選手の体がフィニッシュラインを切った時点で終了する。フィニッシュラインを2回以上通過した場合にはそのランが失格(DSQ-R)となる。

第28条 漕航

- 1 ゲートはすべて、番号順に漕航されなければならない。
- 2 ゲートはすべて、第27条―5に規定されている通り、ゲート番号標示板の正しい側面に示されている方向に従って漕航されなければならない。
- 3 すべてのゲートは、第27条―5に規定されている通りの正しいゲートの側から、いかなるやりかたでもよい。
- 4 艇のゲート漕航の始まりは、次の場合に行われたものとする。
 - ・艇、選手の身体またはパドルが、ゲートポールに触れた場合。
 - ・選手(C-2では一方の選手)の頭の一部が、両ゲートポール間を結び線(以下ゲートライン^(※)と呼ぶ)を切った場合。
 ※ ゲートラインとは、2本のポールの底部の外側の角(カド)から垂直に下ろした水面上の2点を結んだ線を指す。
- 5 艇のゲート漕航の終了は、次の場合に行われたものとする。
 - ・次のゲートの漕航が始まった場合。
 - ・決勝線を通過した場合。
- 6 ゲートが正しく漕航されたと判断するためには下記の状況が満足されなければならない。
 - (1) 選手の頭の全部が、ゲートの正しい側面とコース図面に従って、ゲートラインを通過した場合。
 - (2) 艇の一部が頭の全部と同時に、ゲートラインを通過した場合。
- 7 選手の身体、パドルまたは艇が、ポールに触れずにゲートを正しく通過した場合、無過失漕航である。

第29条 ペナルティー

- 1 0ペナルティー秒
無過失で正しい漕航の場合。
- 2 2ペナルティー秒
ポール的一方または両方に触れて、正しい漕航がおこなわれた場合。
- 3 同一のポールあるいは両方のポールに、再度触れた場合、ペナルティー評価は1回限りとする。
- 4 50ペナルティー秒
 - (1) 1つのゲート(1ポールあるいは2ポール)に触れて、しかも正しい漕航が行われない場合。
 - (2) 通過を行うために、ゲートを故意にプッシュした場合。
(選手の身体または艇が、正しく漕航し、正しい状態にある時、故意にプッシュしたとはみなさない)
 - (3) 頭(C2では、1人又は2人の選手の頭)が転覆の状態^(※)で正しい方向でゲートラインを切り正しいやりなおしをせずに、次のゲートの漕航を開始した場合。
転覆の定義は32.1条による。
 - (4) ゲートの通過中、頭のいかなる部分も、間違った方向で、ゲートラインを切ってはならない。
 - (5) ゲート不通過の場合
そのゲート以外の次のゲートの漕航が始まったとき、又は決勝線を通過したとき、そのゲートを通過しなかったことが決定される。
 - (6) チーム種目では、全艇が15秒以内に決勝線を通過しなかった場合。
 - (7) 頭の一部が正しい方向でゲートラインを切り(艇の位置に拘らず)正しいやりなおしをせずに、次のゲートの漕航を開始した場合。

第34条 成績の計算と掲示

- 3 次の略語が成績を報告するとき使用される。

DNF	
DNS	
DSQ-R	
DSQ-C	ゴールしなかった。

- 1 ゲートはすべて、番号順に漕航されなければならない。
- 2 **すべてのゲートはゲート番号標示板に表示されている正しい側から漕航されなければならない。**
- 3 **ゲートラインは、あらゆる状況において、2本のポールの底部のそれぞれの外側の角を結んだラインとして定義される。ポールの底部の外側の角とそこから鉛直方向に投影させた河床の点を結んだラインもゲートラインとして定義する。**
- 4 **そのゲートの漕航には次の条件が満たさなければならない。**
 - (1) 漕航は艇、選手の身体またはパドルが、ゲートポールに触れた時、又は選手(C-2では一方の選手)の頭の一部がゲートラインを切った時に開始される。
 - (2) 漕航は次のゲートの漕航が開始されるか、又は決勝ラインを切った時終了する。
- 5 **ゲートが正しく漕航されたと判断するためには下記の状況が満足されなければならない。**
 - (1) 選手(C-2の場合二人)の頭の全部が、ゲートの正しい側面とコース図面に従って、ゲートラインを通過する
 - (2) 艇の一部が頭の全部と同時に、ゲートラインを通過する

第29条 ペナルティー

- 1 0ペナルティー秒
いかなる体の部分、装備、パドル、艇がポールと接触することなく正しい漕航が行われた場合
- 2 2ペナルティー秒
ポール的一方または両方に触れて、正しい漕航がおこなわれた場合。
- 3 同一のポールあるいは両方のポールに、再度触れた場合、ペナルティー評価は1回限りとする。
- 4 50ペナルティー秒
 - (1) **そのゲートの正しい漕航をしないで1つのゲート(1ポールあるいは2ポール)に触れた場合。**
 - (2) 通過を行うために、ゲートを故意にプッシュした場合。
故意のプッシングの定義は下記の通りとする
 1. 選手がそのゲートを漕航する位置にいない場合
 2. 選手がそのゲートを漕航するために予期しない(ストローク、体の)動きをした場合
 - (3) 頭(C2では、1人又は2人の選手の頭)が転覆の状態^(※)でゲートラインを切り正しいやりなおしをせずに、次のゲートの漕航を開始した場合。転覆の定義は32.1条による。
 - (4) **次(下流)のゲートが漕航される前にそのゲートの漕航が正しい方向で始まり、正しい方向に終わらないで、ゲートの漕航中に競技者の頭部のいかなる部分が誤った方向にゲートラインを切った場合。**
ゲートを通過後流れなどで押し戻され逆漕になっても、最終的に正規の方向に漕ぎ出れば50ではなくなる。
- (5) ゲート不通過の場合
そのゲート以外の次のゲートの漕航が始まったとき、又は決勝線を通過したとき、そのゲートを通過しなかったことが決定される。
- (6) チーム種目では、全艇が15秒以内に決勝線を通過しなかった場合。
- (7) 頭の一部のみ(C2の場合は1人または2人の選手の頭の一部)が指定された方向にゲートラインを切り(艇の位置に拘らず)、指定通りの漕航をするためのやり直しをせずに次のゲートの漕航を開始した場合。

第34条 成績の計算と掲示

- 3 次の略語が成績を報告するとき使用される。

DNF	ゴールしなかった。
DNS	スタートしなかった。
DSQ-R	当該漕行の失格
DOB	競技からの失格

DNF、DNS、DSQ-R の場合スタートしなかった。

- 4 DNF等のポイントについては、当該漕行の失格
 - (1) 少なくとも1回の漕行で1競技からの失格
 - (2) DNF、DSQ-Rの場合は999ポイントとする(成績が残る)。但し2漕1採の場合DNS+DNFは999秒。
 - (3) DNSの選手はポイントはあたえられない(2漕1採の場合DNS+DNSは記録が残らない)。
 - (4) DSQ-Cが発生した時点で、競技会全体から除外され、順位は付かない。但しそれ以前のラウンドの記録は残る。
 - (5) 選手が脱艇した場合、あるいは転覆状態でゴールを切った場合、選手またはチームはDNFが与えられる。

第36条 抗議

- 1 レースに出場しようとしている選手に対する抗議は、遅くとも当該レース開始1時間前までに競技委員会の一人に通知されなければならない。事後抗議(疑問が生じたレースが開催された日から30日以内に行われる抗議)は抗議を行う県協会が当該開始の1時間以内に抗議が成り立つ事実を知ることが出来なかったことを連盟理事会に証明出来た場合にのみ許される。
- 2 抗議とは、次の条件が満たされた時のみが抗議とみなされる:
チームの監督は成績の公示後5分以内に、抗議を出す意図があることを告げなければならない。
この通知は審判部長あるいは抗議受け(競技本部)になされなければならない。
 - (1) その後、チームの監督は抗議を文書で出さなければならない。それは最終選手の成績公示後20分以内に出さなければならない。審判部長はチームの監督からの抗議供託金を10,000円受け取る。この供託金は、抗議が成立し認められた場合には返還する。抗議を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は大会本部に引き渡される。
- 3 抗議とは、審判員の判定に対して、正式に提起されるものである。即ち、ゲートの漕航について

- ・全く観ていなかったか、観察が不十分な場合。
- ・明らかに間違っている判定であると思われる場合。
- ・競技行為に明白な違反がある場合。

- 4 審判部長は抗議の合法性を評価し、複数の審判員の証言を聴取し、争点における他の情報を集めて判断し、決定を書面で伝える。
- 5 審判部長の判定で、実際の諸問題や技量上の間違いの調査は、単なる調査として処理される。(無料)

第40条 漕行における失格 (DSQ-R)

以下の場合には、当該レースが失格となる。その判断は審判部長が行う。

- 1 規則違反の艇又は用具で発艇した場合(規格に合致していない。連盟公認シールが固定されていない。未検艇等。)
- 2 外部から以下の援助を受けて競技を行った場合
 - ・選手、艇に与えられたすべての援助・失ったパドル、予備パドルを与えたり、渡したり、投げたりすること
 - ・選手以外の者が艇を押し、動かすこと
 - ・電気音響装置またはトランシーバー(選手とその他の者との間)等により指示を与えること
- 3 チームの競技中の脱艇(参照:第32条)後は、チームの残りの選手は、意図的に次のゲートを漕航することは許されない。(DSQ-R)

4. 少なくとも1回のランで記録を残した場合、その選手は記録に基づき順位付けされる。
5. 1回の漕航の場合DNFまたはDSQ-R、或いは2回の漕航の場合でDNSとDNFまたはDNSとDSQ-Rを受けた選手またはチームは、999ポイントで表示される。
6. DNSのみの選手は、順位付けされない(2漕1採の場合DNS+DNSは記録が残らない)。
7. AB決勝(又は準決勝、決勝)において、DNFまたはDSQ-Rを受けた選手は、その試漕において、最下位とされる。
8. いくつかのランを含む結果表示には、完漕したランだけが示されるものとする。
9. DQBを受けた艇は競技会全体から除外され、順位付けはされない。DQBを受けた時点で既に掲示された記録はそのままとするが、最終記録から除外される。
10. 選手が脱艇した場合、あるいは転覆した状態で決勝ラインを通過した場合、選手又はチームはDNFを受ける。

第36条 調査、抗議

- 1 レースに出場しようとしている選手に対する抗議は、遅くとも当該レース開始1時間前までに競技委員会の一人に通知されなければならない。事後抗議(疑問が生じたレースが開催された日から30日以内に行われる抗議)は抗議を行う県協会が当該開始の1時間以内に抗議が成り立つ事実を知ることが出来なかったことを連盟理事会に証明出来た場合にのみ許される。
 2. 1 チームの監督は、そのチームの選手の判定と計時について各大会、各種目、各フェーズ(予選、決勝等)、各艇につき1回限り”調査(インクワイアリー)”を依頼することが出来る。審判部長は、調査の処理にあたっては可能な限りの情報を精査するものとし、その結果をもって最終結論を下した後はさらなる調査、抗議は受け付けない。照会は当該レースの結果速報が掲示された後5分以内になされた場合のみ受理される。調査の供託金は1件1000円とする。この調査結果により監督の申し出が事実と認定した場合はこの調査の権利は残り、調査供託金についても返金する。調査を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され大会本部に帰属する。
 2. 2 チームの監督は、他のチームの選手の判定について各大会1回限り”調査(インクワイアリー)”を依頼することが出来る。審判部長は、調査の処理にあたっては可能な限りの情報を精査するものとし、その結果をもって最終結論を下した後はさらなる調査、抗議は受け付けない。調査は当該レースの結果速報が掲示された後5分以内になされた場合のみ受理される。調査の供託金は1件1000円とする。この調査結果により監督の申し出が事実と認定した場合はこの調査の権利は残り、調査供託金についても返金する。調査を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され大会本部に帰属する。
 2. 3 チームの監督は、大会中に不測の事態(水量・障害物・ゲート位置の変化、追い越し、天候の悪化等)が発生した場合に抗議をすることができる。ただし、その抗議は、当該レースの結果速報が掲示された後5分以内に、競技本部に対し抗議する意図が伝えられた場合にのみ受理される。
 2. 4 抗議を正式抗議とするためには、チームの監督は抗議を文書で出さなければならない。それは当該レースの結果速報が掲示された後20分以内に出さなければならない。審判部長はチームの監督からの抗議供託金を10,000円受け取る。この供託金は、抗議が成立し認められた場合には返還する。抗議を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され大会本部に帰属する。
3. 審判部長は抗議の合法性を評価し、複数の審判員の証言を聴取し、争点における他の情報を集めて判断し、決定を書面で伝える。

第40条 漕行における失格 (DSQ-R)

下記をIOFIに合わせ追加する

4 選手の過失により、予定の発艇時刻に遅れた場合

第41条 競技会全体における失格 (DSQ-C)

第4章 特別ルール

第43条 日本選手権の特別規定

1 競技種目

日本選手権の競技種目は以下の通りである。

個人種目:女子K1、男子K1、女子C1、男子C1、女子C2、男子C2

チーム種目:女子K1×3艇、男子K1×3艇、女子C1×3艇、

男子C1×3艇、女子C2×3艇、男子C2×3艇

第44条 ジャパンカップの特別規定

- (5) 総合成績はA決勝の最下位の選手のあとにB決勝のトップの選手が続く事で順位付けされる。2漕目でB決勝の上位者がA決勝の下位者の成績を上回っても、B決勝の選手の順位はA決勝の選手のものの上回ることはない。
- (6) A決勝でDNS、DSQ-R、DSQ-Cの選手が出た場合はB決勝の選手を繰り上げて順位付けを行なう。
- (7) A、B決勝でDNS、DSQ-R、DSQ-Cの選手が出た場合は順位が付かない。
- (8) ランキングはA、B決勝の総合成績により従来通り計算される。

付 則

- ※ 本規則は昭和55年3月18日承認され昭和55年4月1日以降効力を発する
- ※ 昭和57年4月1日改正増補
- ※ 昭和61年4月1日改正増補
- ※ 平成元年4月1日改正増補
- ※ 本規則は連盟スラローム、ワイルドウォーター委員会が改正増補して、連盟理事会が承認したものである平成7年6月24日以降効力を発する
- ※ 本規定はオリンピック翌年の4月ごとに改正される
- ※ 平成10年4月1日改正増補
- ※ 平成13年4月14日改正増補
- ※ 平成18年4月1日改正増補
- ※ 平成21年4月1日改正
- ※ 平成22年4月1日改正増補
- ※ 平成27年4月1日改正

4. パドルを両手で保持せず、体が決勝ラインを切る前にパドルで決勝ラインを切ろうとした場合

5. 予定通り発艇の準備が選手の怠慢で出来てない場合

6. すべてにおいて競技者は既定の発艇方法、特別な発艇指示に従わない場合

第41条 競技会全体における失格 (DQB)

第43条 日本選手権の特別規定

1 競技種目

日本選手権の競技種目は以下の通りである。

個人種目:女子K1、男子K1、女子C1、男子C1、女子C2、男子C2、**男女混合C2**

チーム種目:女子K1×3艇、男子K1×3艇、女子C1×3艇、

男子C1×3艇、女子C2×3艇、男子C2×3艇、**男女混合C2×3艇**

第44条 ジャパンカップの特別規定

- (6) DNF、DSQ-Rの選手が出た場合はその成績(999)、順位を残す。DNSの場合は記録に名前は残るか順位はつかない。DQBの選手が出た場合は記録から削除される。
- (7) A決勝でDQBの選手が出た場合のみB決勝の選手を繰り上げて順位付けを行う。
- (8) 予選でDNS、DQBがあった場合はA、B決勝に出られない。
- (9) ランキングはA、B決勝の総合成績により従来通り計算される。

※ 平成29年4月1日改正